

## 第102回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和元年9月18日(水)午後2時00分
- 2 開会の日時 令和元年9月18日(水)午後2時00分
- 3 閉会の日時 令和元年9月18日(水)午後2時55分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数17名 出席 15名 欠席 2名

| 議席番号 | 委員名   | 出欠の別 | 議席番号 | 委員名    | 出欠の別 |
|------|-------|------|------|--------|------|
| 1    | 秋山 幸江 | 出席   | 会長   | 黒田 栄三郎 | 出席   |
| 2    | 荒井 隆文 | 出席   | 11   | 河本 和彦  | 出席   |
| 3    | 池上 克己 | 欠席   | 12   | 小橋 久宣  | 出席   |
| 4    | 浦上 和己 | 出席   | 13   | 小林 弘幸  | 出席   |
| 5    | 遠藤 茂  | 出席   | 職務代理 | 柴田 一郎  | 出席   |
| 6    | 賀門 義和 | 出席   | 15   | 中山 順市  | 出席   |
| 7    | 河田 敬司 | 欠席   | 16   | 信定 知福  | 出席   |
| 8    | 國定 豪  | 出席   | 17   | 安田 久子  | 出席   |
| 9    | 久山 優  | 出席   |      |        |      |

### 6 農業委員以外の出席者

|                |              |
|----------------|--------------|
| 事務局 担当局長 森本 章男 | 参事 畑 太志      |
| 参事監 真田 明彦      | 農地担当課長 佐藤 孝司 |
| 担当課長補佐 竹田 了久   | 農地担当係長 奥山 英明 |
| 副主査 柴田 美佳      |              |

### 7 傍聴者 0名

### 8 議 題

#### 第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について  
 (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について  
 (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について  
 (4) 転用事業計画変更承認申請について  
 (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)  
 (6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について  
 (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について  
 (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について  
 (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について  
 (5) 農地改良届について

#### 第2号議案 農政関係等について

9 議事録署名委員の番号及び氏名

1 番：秋山 幸江      4 番：浦上 和己

10 議事の内容

議 長      みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会  
第102回総会を開会します。（あいさつ）

議 長      議事録署名委員を指名します。1 番 秋山 幸江委員、4 番  
浦上 和己委員にお願いします。

議 長      議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

奥山係長      （議案訂正等の説明）

議 長      それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、  
を上程します。申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請  
についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局から願  
いします。

奥山係長      1 ページ1 番、受人は檜津に居住し、世帯で約7.7アールの農地を耕作す  
る農業者ですが、増反により檜津の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関  
係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えることから許可要件を全  
て満たしていると考えます。

議 長      中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員  
さんの意見をお願いします。

中山委員      中・中央地区協議会で、1 番の1 件について協議したところ、事務局説明の  
とおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長      他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員      異議なし。

議 長      次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長      2 番、受人は下足守に居住し、世帯で約3.3ヘクタールの農地を耕作する  
農業者ですが、受贈により中撫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係  
等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をす  
べて満たしていると考えます。

3 番と7 番は受人が同一ですので、併せて説明します。受人は撫川に居住し、

世帯で約2.4ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、いずれも増反により撫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は高松原古才に居住し、約78アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により上土田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、受人は吉備津に居住し、世帯で約42アールの農地を耕作する農業者ですが、経営移譲により吉備津の田に10年間使用貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は門前に居住し、世帯で約43アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により門前の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受人は和井元に居住し、世帯で約8.9ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、和井元の田及び畑を所有権移転しようとするものです。なお、受人は渡人と同居し一緒に耕作していますが、当初、受贈を受ける予定でしたが、1反当たり で購入することになったものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議 長** 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、2番から8番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 9番、受人は倉敷市広江8丁目に居住し、世帯で約49アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により御津中畑の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

2ページ10番、受人は建部町川口に居住し、世帯で約58アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町川口の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、9番、10番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 11番、受人は古新田に居住し、世帯で約86アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により古新田の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受人は藤田に居住し、世帯で約1.5ヘクタールの農地を耕作する

農業者ですが、増反により藤田の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番と14番は受人が同一ですので、併せて説明します。受人は妹尾に居住し、新規農により箕島、妹尾、山田の畑に5年間使用貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後、下限面積50アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は小串に居住し、世帯で約55アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により小串の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は西高崎に居住し、世帯で約3.2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により西高崎の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は迫川に居住し、世帯で約5.2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により奥迫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議 長** 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

安田委員 南区協議会で11番から17番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（１）については、中・中央地区１番から南区  
１７番までの１７件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。次に申請等（２）農地法第  
４条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地  
区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 ３ページ１番、転用目的は、農業用倉庫です。申請人は佐山に居住し、約  
５８アールの農地を耕作する農業者ですが、自宅敷地内の農業用倉庫及び作業  
場が手狭になったため、市道からの出入りが容易で便利な申請地を農業用倉庫  
として転用しようとするものです。

地区協議会で協議した結果、経営規模と農業用施設用地としての転用面積を  
勘案し、面積が過大ではないかとの理由により、詳細な土地利用計画図等の提  
出後に再度審議することとして保留意見となっています。

２番、転用目的は貸露天駐車場です。申請地は、隣接する法人が従業員及び  
来客者用の貸露天駐車場として一時転用許可を受け使用していますが、今後も  
引き続き申請地を貸露天駐車場として利用するため、永久転用申請するもので  
す。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、農  
地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、  
一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員  
さんの意見をお願いします。

中山委員 中・中央地区協議会で、１番、２番の２件について協議したところ、事務局  
説明のとおりで、１番は保留意見、２番は許可意見としており、農業委員とし  
ても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 ３番、転用目的は太陽光発電設備です。申請人は立田に居住していますが、  
高齢により耕作が出来なくなったため、自己所有の申請地を太陽光発電設備に

転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議長** 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、3番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

**議長** 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 4番、平成30年12月農振除外済みの案件で、転用目的は貸露天駐車場です。申請地は、申請地に隣接する法人が社員駐車場の不足により、駐車場として一時転用許可を受け使用しています。今後も引き続き駐車場として利用するため、永久転用申請するものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した業務上必要な施設に該当し、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、永久転用目的の一時転用申請で、転用目的は貸露天駐車場です。転用期間は、許可日から3年間です。駐車場を借りる法人は運送業を主な事業としていますが、建設機材や資材を一時預かりして配送するサービスも行っており、駐車場・資材置場が不足しています。また、業務拡大により従業員の駐車場も不足しています。そのため、現在使用している露天駐車場に隣接した申請地を貸露天駐車場として転用しようとするものです。

申請地は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断され、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、転用目的は露天駐車場です。申請人は古新田に居住し、約28ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、大規模農業を目指して活動しており、従業員駐車場が不足しています。そのため、現駐車場から近い自己所有の申請地を露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、転用目的は貸露天資材置場の敷地拡張です。資材置場を借りる法人は業務拡大により資材置場が不足したため、既存資材置場に隣接した申請地を資材置場として敷地拡張し、一時転用許可を受け使用しています。今後も引き続き資材置場として利用するため永久転用申請するものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番は、申請等（3）農地法第5条申請6ページ22番と同時申請です。

8番、転用目的は農地改良のための一時転用です。申請人は中山下一丁目に居住し、約50アールの農地を耕作する農業者ですが、申請地を農地改良して、イチゴやレモン・野菜の栽培に利用しようとするものです。農地改良期間は令和元年10月15日から令和元年11月30日までです。

農地区分は、農用地及び農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、一時転用であり農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断され、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、転用目的は農業用倉庫・農業用資材置場です。申請人は迫川に居住し、約5.2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、農業用資材及び車両の保管や作業する場所が不足しているため、営農している農地の中間にある申請地を農業用倉庫・農業用資材置場として転用しようとするものです。

申請地は農用地ですが、農用地利用計画に指定された用途である農業用倉庫・農業用資材置場であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

安田委員 南区協議会で4番から9番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。



議長 それでは申請等（２）については、中・中央地区１番から南区  
９番までの内、中・中央地区１番は保留、その他８件を許可と決定し  
てよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。なお、８番は転用面積が  
３，０００㎡を超えていますので、岡山県農業会議へ諮問し、許可  
相当との答申を受けて許可指令書を交付することとします。次に申  
請等（３）農地法第５条の規定に基づく許可申請についての審議に入  
ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 ４ページ１番、転用目的は、農業用通路及び農業用倉庫です。申請人は横井  
上に居住しており、申請地に係る転用手続きを失念したまま、約６年間、農地  
への進入路及び農業用倉庫として申請地を利用してきました。この度、申請地  
と隣地との境界確定に係る手続きの過程において、申請地の所有者を子単独か  
ら父と子の共有とすることが必要となり、所有者の変更及び是正のため、本申  
請において進入路及び農業用倉庫として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、農  
地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、  
一般基準上も問題ないと考えます。

２番、永久転用目的の一時転用申請で、転用目的は露天資材置場です。転用  
期間は、許可日から３年間です。譲受人は平成２７年に設立され、北区中仙道  
に本店を置き、建築業を主な事業としていますが、業務好調により露天資材置  
場の確保が必要な状況だったため、本社周辺で適地を探し、最適地と判断して  
申請地に賃借権を設定し、露天資材置場として利用しようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、一時転用であり農業振興地域整備計画に支障を  
及ぼすおそれがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被  
害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

３番、４番は同じ地域ですので、併せて説明します。転用目的は、いずれも  
自己住宅です。

３番、申請人は平野の借家に家族３人で居住していますが、住居が手狭にな  
ったため、夫婦それぞれの勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建  
築しようとするものです。

４番、申請人は新保の借家に夫婦２人で居住していますが、住居が手狭にな

ったため、実家及び勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、6番は同じ地域で関連がありますので、併せて説明します。転用目的は、いずれも自己住宅です。

5番、申請人は花尻ききょう町の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の実家に近く、義父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

6番、申請人は花尻ききょう町の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の実家に近く、義父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番から9番は同じ地域ですので、併せて説明します。転用目的は、いずれも自己住宅です。

7番、申請人は高柳西町の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、夫の勤務先及び妻の実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

8番、申請人は今の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、夫婦それぞれの勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

9番、申請人は西長瀬の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、夫の実家及び妻の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

中山委員 中・中央地区協議会で、1番から9番までの9件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 5ページ10番、11番は同じ地域ですので、併せて説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

10番、申請人は庭瀬の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、実家に近く親の面倒が看やすく、また将来の同居を考えて申請地に自己住宅を建築しようとするものです。

11番、申請人は平野の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、実家に行くのに便利でお互いに助け合える申請地に自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は自己住宅です。申請人は平野の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、勤務先に近く、また夫婦の実家の中間地点になることから、申請地に自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番から15番は、同じ地域に関連がありますので、併せて説明します。いずれも、平成30年12月農振除外済みの案件で、転用目的は分家住宅です。

13番、申請人は納所の実家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になり、また父親が高齢となったため、今後、申請人と姉妹夫婦で農業を引き継ぐことになりました。そのため、両親の面倒を看るのに便利で実家に近い父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

14番、申請人は奉還町三丁目の分譲マンションに家族3人で居住していますが、父親が高齢となり、今後、申請人と姉妹夫婦で農業を引き継ぐことになりました。そのため、両親の面倒を看るのに便利で実家に近い父所有の申請地

に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。なお、マンションは売却処分します。

15番、申請人は野田屋町二丁目の分譲マンションに家族4人で居住していますが、住居が手狭になり、また父親が高齢となったため、今後、申請人と姉妹夫婦で農業を引き継ぐことになりました。そのため、両親の面倒を看るのに便利で実家に近い父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。なお、マンションは売却処分します。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議長** 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、10番から15番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議長** 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 5ページ16番及び6ページ17番は、関連がありますので、併せて説明します。転用目的は、いずれも民有通路です。申請人は、申請地の隣接地に居住していますが、現在、自宅への進入路は南側市道から接続する以外にはなく、JR駅や最寄りのバス停に行く際に遠回りとなるなど不便を感じていました。自宅東側に位置する申請地を通行することが出来れば利便性が向上するため、申請地を所有権移転し、民有通路として転用しようとするものです。

農地区分は、いずれも駅から300メートル以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議長** 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、16番、17番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 6 ページ 18 番、転用目的は露天資材置場の敷地拡張です。申請人は、昭和 63 年に設立され、南区東畦に本店を置き、土木・建築業を主な事業としていますが、事業拡大により資材置場が不足したため、事務所近隣で法人役員所有の申請地に使用貸借権を設定し、露天資材置場として一時転用許可を受け使用しています。今後も引き続き露天資材置場として利用するため、永久転用申請するものです。

農地区分は、農地の広がり が 10 ヘクタール以上の 1 種農地ですが、既存施設の拡張に該当し、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

19 番、平成 30 年 12 月農振除外済みの案件で、転用目的は露天駐車場です。申請人は平成 21 年に設立され、南区浦安南町に本店を置き、製造業を主な事業としていますが、従業員駐車場が不足しているため、工場の近隣にある申請地に賃借権を設定し、露天駐車場として一時転用許可を受け使用しています。今後も引き続き露天駐車場として利用するため、永久転用申請するものです。

農地区分は、区役所から 500 m 以内の 2 種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

20 番、転用目的は貸露天資材置場です。申請人の親族が経営する法人は中畦に本店を置き、土木建築業を主な事業としていますが、事業拡大により資材置場が不足したため、作業現場の近隣にある申請人所有の宅地とともに隣接する申請地を所有権移転し、露天資材置場として転用しようとするものです。なお、法人の資金状況から申請人が購入資金および造成費を拠出し親族が経営する法人に貸し付けるものです。

農地区分は、農地の広がり が 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

21 番、転用目的は自己住宅です。申請人は、倉敷市羽島の借家に 1 人で居住しています。市営住宅に居住する両親が高齢となり、介助のために同居を考

えていますが、現住居は同居するには手狭なため、勤務先に近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、駅から300m以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

22番、一時転用申請で転用目的は搬入車両用通路です。申請人は4条申請8番により、申請地北側の農地を田から畑に農地改良する計画であり、工事のための大型車両の進入路として申請地に使用貸借権を設定し、一時転用しようとするものです。期間は令和元年10月1日から令和元年12月31日までで、工事完了後は原形復旧することになっています。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、一時転用であり例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

23番は、令和元年9月12日付けで取下げとなっています。

**議長** 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

安田委員 南区協議会で、18番から23番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、23番は取下げ、その他の5件については、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議長** それでは申請等(3)については、中・中央地区1番から南区23番までの内、南区23番は取下げ、その他22件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

**議長** それでは、そのように決定いたします。次に申請等(4)転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 7ページ1番、平成31年2月に農地法第5条所有権移転で自己住宅を目的に転用許可となった案件ですが、金融機関融資の関係で妻との共同所有とするため変更しようとするものです。共同所有以外の変更はありません。

**議 長** 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

中山委員 中・中央地区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様に承認意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 2番、当初計画者は平成30年6月に農地法第5条所有権移転で自己住宅建築の許可を受けましたが、資金の都合により自己住宅の建築を取り止めたものです。

承継者は、平野の借家に家族5人で居住していますが、住居が手狭になったため、現在の住居地に近く生活環境が大きく変わらず、また、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、2番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様に承認意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 3番、当初計画者は平成31年1月に農地法第5条所有権移転で自己住宅建築の許可を受けましたが、市街化区域内の土地に自己住宅建築が可能となったため計画を取り止めたものです。

承継者は、北区青江の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、夫婦の勤務先に近くなり通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、区役所から300m以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

安田委員 南区協議会で、3番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様に承認意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（4）については、中・中央地区1番から南区3番までの3件を承認と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。次に申請等（5）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 8ページ南区1番の1件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、所有者から財団への所有権移転です。計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、南区協議会では、原案どおり承認意見となっています。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（5）については、南区1番の1件を原案どおり決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。次に申請等（6）農地法第3条の3第1項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 9ページ中・中央地区1番から10ページ南区7番までの7件で、権利の種類及び内容をご覧のとおりで、2番、3番は相続による賃借権の取得で、その他はいずれも相続による所有権の取得です。あっせん希望は、1番があり、その他はありません。あっせん希望ありのものは、内容を確認し、担当委員と協議予定です。各地区協議会の協議では、全件問題なく受理の意見となっています。



議長 事務局から説明がありましたが、申請等（６）の７件については、  
全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。次に報告に移ります。事務局  
から説明をお願いします。

奥山係長 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届については、１１  
ページ１番から４番までの４件です。転用目的は、借家及び排水用地１件、貸  
露天駐車場２件、共同住宅１件で専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届については、  
１２ページ１番から１３ページ９番までの９件です。転用目的は、長屋建て住  
宅１件、保育園の敷地拡張１件、自己住宅２件、自己住宅用地１件、分譲住宅  
用地１件、駐車場用地１件、宅地分譲１件、共同住宅１件で、専決日は備考欄  
のとおりです。

次に報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、  
１４ページ１番から１５ページ６番までの６件で、解約理由は、１番が転用目  
的、その他はいずれも耕作目的です。離作料は、記載のとおりとなっています。

次に報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、１６  
ページ１番の１件で、内容は、農作業場１件です。

最後に報告（５）農地改良届については、１７ページ１番の１件で、内容は、  
普通野菜畑１件です。

議長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全 員 異議なし。

議長 以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、  
第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 （１）令和元年度事業について  
（２）その他

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議長 その他、何かありますか。

事務局 （１）次回総会予定（１０月１８日（金）市役所１階多目的ホール）  
職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとう  
ございました。

閉会 午後 2 時 5 5 分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員